

令和4年9月9日

保護者の皆さまへ

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎
貝塚市立第三中学校
校園長 荒木 規夫

新型コロナウイルス感染症の陽性者に係る療養期間等の見直しについて

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記について、令和4年9月7日付で厚生労働省から発出された通知を受け、本市における新型コロナウイルス感染症の陽性者の待機期間に関する方針について一部変更いたします。

新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

○症状がある陽性者（有症状患者）の場合

・発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合は、8日めから解除を可能とします。

※ただし、10日間を過ぎるまでは、検温等自身の健康状態の確認、マスクの着用及び以下の感染リスクが高い行動を避ける等自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※入院している場合については、今までと変更はなく、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に11日めから解除可能となります。

○症状がない陽性者（無症状患者）の場合

・今までと変更はなく、検体採取日から7日間を経過した場合は、8日めに療養解除を可能とします。

・加えて、5日めの検査キットによる検査で陰性が確認できた場合は、6日めから解除を可能とします。

※ただし、7日間を過ぎるまでは、検温等自身の健康状態の確認、マスクの着用及び以下の感染リスクが高い行動を避ける等自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

★感染リスクが高い行動例

- ・高齢者等ハイリスク者との接触
- ・ハイリスク施設への不要不急の訪問
- ・感染リスクの高い場所の利用や会食 等